

1 基本方針の理念

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号。以下、「法」という) 第 12 条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定)、「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例」(平成 26 年 10 月 1 日)に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「高島第二小学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいく。

2 いじめの定義

「いじめ」は「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義し、基準を「他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」により「対象生徒が心身の苦痛を感じているもの」と法により示されている。

3 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめ未然防止に取り組む。
- (2) いじめは、どの子どもにも、どの学校、どの学級でも起こり得るものであるとの認識に立ち、いじめの早期発見に取り組む。
- (3) いじめは、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとの認識に立ち、学校・地域住民・家庭・その他の関係機関との連携の下、いじめの早期対応と早期解決に取り組む。

4 いじめの防止に向けた学校の方針

いじめ防止に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」「早期解決」に取り組む。また、いじめにつながる可能性があるすべての事例に対して、教職員が協力して迅速に対応する。

すべての児童にとって、安全で安心して生活できる場所であるためにも、教職員が情報を共有し取り組むとともに、関係機関や教育委員会、地域等とも連携し、児童一人ひとりに対し協力して支援する体制づくりを進め、早期発見、早期解決に努め、「いじめのない学校」を目指す。いじめの未然防止に向け、児童が主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育む「いじめ防止教育」の授業を発達段階に応じて実践する。

5 いじめ防止等の対策の具体的な内容

- (1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

複数の教職員等によって構成される「学校いじめ防止等対策委員会」(以下、「学校対策委員会」という。)を組織する。

構成メンバーは、校長、副校長、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、関係学級担任とし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処

を適切に行うため、教育委員会、板橋区コミュニティ・スクール委員会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

※教職員は大小の事例に関わらず、いじめを認知した場合は必ず上記の構成メンバーに速やかに報告・連絡・相談をする。

(2) 具体的な取組

① いじめの未然防止

ア 人権教育の充実

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権感覚を育成する授業を年3回以上実施し、いじめ等の生活指導上の諸問題の未然防止に努める。人権侵害である「いじめ」を絶対に許さない、「いじめ」をするのも、「いじめ」を見て見ないふりをするのもよくないという認識を徹底させる指導を行う。

イ 児童を認め励ます学級経営

児童の「よいところ、頑張ったところ」を認め励まし合う学級の雰囲気づくりを進める。

ウ 授業規律と心の教育

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。同時に、他者に対する思いやりの心や規範意識の向上を図る。

エ 協働学習の導入による学級づくり

互恵的な相互依存関係を元に、協働的な学習活動を実践することを通じて、個人の責任や社会的スキル、集団を改善する手続き等を身に付けさせる。児童同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定する。

オ 体験活動の充実

自然体験等の様々な体験活動を通じて、児童の社会性や豊かな人間性を育む。

カ 保幼小中連携

いじめ等の原因ともなりうる小1プロブレムや中1ギャップなどの教育課題へ対応するため、保育園・幼稚園・小学校・中学校で連携した教育を実施する。

② いじめの早期発見

ア 児童の見守り

授業中だけでなく、休み時間や放課後等の児童の行動を注意して見守り、「いじめられているサイン」を見逃さないようにする。不安や悩みがある場合は、些細なことでも身近にいる信頼できる大人に相談するよう、計画的に指導する。

イ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業等で行う児童の観察や5年生全員面接を、いじめの実態把握に役立てる。

ウ いじめ実態把握調査

いじめの実態把握、早期発見のためアンケート方式による調査を6月、11月、2月の年3回、ふれあい月間に実施する。

③ いじめへの早期対応

ア 被害児童を最優先

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先に考え、見守る体制を速やかに整備する。スクールカウンセラーによる被害児童等へのケアを実施する。

イ 迅速な調査（学校調査委員会）

「学校対策委員会」を中心に「学校調査委員会」を設置し、早急に全容を解明するため、「いつから、何を、誰に、どの程度」等を児童からの聴き取り、確認する。いじめの事実、及び学校の対応について、被害・加害双方の保護者といじめに関わった児童の保護者に報告し、対応方針を伝えるときともに、いじめの解消に向けて協力を要請する。

ウ 加害児童への措置

加害児童がしてはならないことの明確化、校長を含めた複数の教員での対応、親子での話をする場を設定する。関係機関とも連携し対策を講じる。いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、警察機関への報告について検討する。

④ 相談体制

ア 管理職への報告

少しでも気になる児童の様子はすぐに管理職に報告する。

イ 個々のケースについての情報共有と指導

学校対策委員会でケースごとの具体的手だてを協議し全教職員で共通した指導を実施する。

⑤ 校内研修の実施

ア 校内研修の内容

いじめを生み出さない学級の雰囲気作りや、いじめを見逃さない観察の視点、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等のいじめ防止研修を企画し、実施する。

イ 研修の方法

「いじめ防止教育プログラム」「人権教育プログラム」を活用した研修を、年3回計画的に実施する。（主に週1回の生活指導夕会の時間を活用する。）

⑥ 保護者との連携・啓発

ア 保護者会等での連携・啓発

保護者会等で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。保護者に対して「高島第二小学校いじめ防止基本方針」の概要を説明する。

イ 授業公開での啓発

いじめ防止授業等の公開から、いじめ防止について啓発する。

⑦ 区民・関係機関との連携

ア 関係機関との連携

子ども家庭総合支援センター等の相談機関と連携して対応にあたる。いじめを行った児童について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して行う。

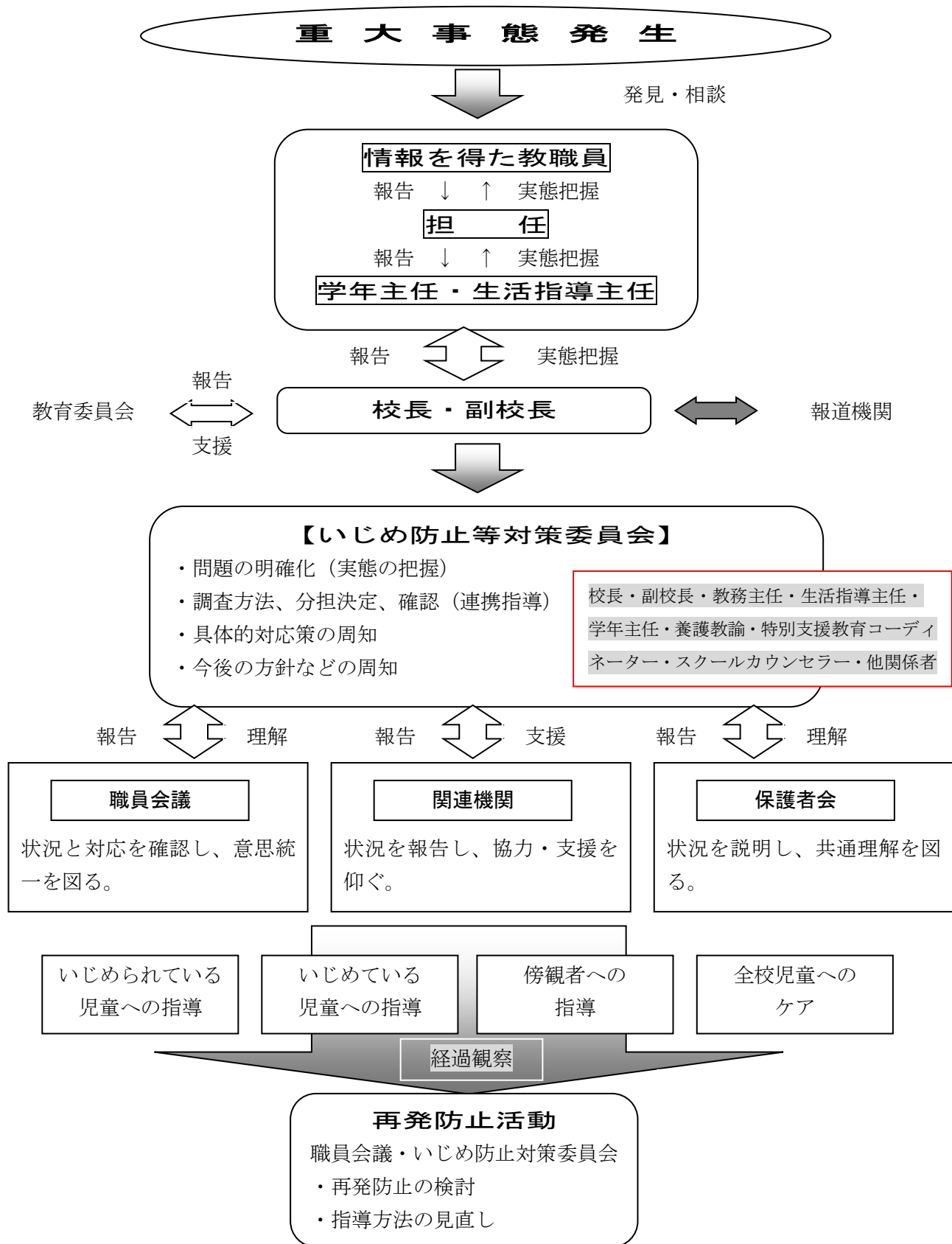
イ 区民との連携

いじめ防止授業等の公開や授業実践での啓発や協力を通じて未然防止も含めて日常的に連携する。

ウ 事案に応じた地域関係機関

必要に応じて板橋区コミュニティ・スクール委員会など学校を支える組織と連携し、地域・保護者への啓発を促進したり、具体的な対応について協議したりする。

重大事態発生時の緊急対応マニュアル



(1) 重大事態の定義

法において、次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

※①に示す「生命、心身、又は財産に重大な被害」については次のような場面を想定し、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断する。

- ・児童等が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

※②に示す「相当の期間」については、不登校を理由として欠席が年間累計13日を超えた時点を目安とする。ただし、児童等が不登校を理由として5日程度連続して欠席しているような場合には上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに板橋区教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

(3) 重大事態の調査及び調査主体

重大事態の調査は「質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされている。また、「事実確認を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

学校が主体となって調査を実施し、事実関係を明確にする。ただし、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会の附属機関である「指導室」が調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会はいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して調査によって明らかになった事実関係について説明する。教育委員会は調査結果を区長に報告する。

7 取組に関する点検と改善の方策

(1) いじめの未然防止等に関する評価

学校での校内の評価及び学校関係者評価により、学校の取組についての評価を実施し集約する。また、いじめ防止に関する授業実践の公開時には、参観した感想等の意見を集約し改善する。

(2) 改善の方策

学校評価で出された意見等については3月に学校対策委員会で検討し、改善した方がよいものや新たに取組んだ方がよいもの等を、次年度の基本方針に盛り込む。

(3) いじめ事案の記録と保存

いじめの事案について、児童の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイル(校務セキュリティエリア内)に年度末保存するとともに、校内で共有する。